

会計的視点と公営企業会計

藤 本 孝一郎

はじめに

近年、公営企業の問題が社会的に大きくとりあげられている。特に地方公営企業には慢性的な赤字経営が多いにもかかわらず、毎年補助を受けているものが多い。また課税も免ぜられる等の特別な措置もある。公企業経営の仕組みに関心に向けさせる事件も多く発生している。本稿では資本維持論との関係で公営企業会計について考察した。なお公営企業を国、地方自治体等の出資・経営による企業と想定した。

1 資本維持の考え方

1. 資本と利益

企業会計では、本質的に資本と利益の区別をする。資本は、ある一時点における富の集積と表現できる。利益は、企業活動によって生ずる富の増加である。このような観点から説明される利益は期間利益として考えられている。一事業年度の損益計算書において、期間収益から期間費用を差し引いた差額は、期間利益（マイナスの場合は期間損失）となる。期間収益は企業の期間中における各種事業活動の価値成果であり。期間費用は成果をあげるために必要とされた価値犠牲等である。従って期間利益は、企業の獲得した成果の余剰といえる。

このような考え方は、資本と利益の区別によって企業の資本を維持することと本質的に結びついている。資本維持を達成する利益算出過程は、継続企業としての企業の成長・発展のため健全な経営基盤を提供することになる。

本来、利益は資本を損なわず、その維持を前提とし、「資本を維持し」さらに存在している余剰分である。

2. 資本維持概念

資本維持概念は、維持すべき資本金額を決定し、投下資本の回収を「資本」と「利益」に区分

する。即ち利益の計算概念としての性格を持つ。ここで一般的な資本維持概念の4類型を概観する。

(1)名目的貨幣資本維持

(2)購買力資本維持

(3)実体資本維持

(4)成果資本維持

(1) 名目的貨幣資本維持

維持すべき資本を当初の投下貨幣金額とする。

例 1

期首に資本金¥100を投入し、資産¥100をもって活動を開始した。

中に同資産を¥120で現金販売した場合。

「1-a」

維持すべき資本：原始支出額¥100

期間利益 ： ¥20（現金回収額¥120との差額）

(2) 一般購買力資本維持

原始投下資本の貨幣額に着目し、期末までの一般物価指数の上昇率に応じて修正した額を維持すべき資本とする。このとき原始取得原価を一般物価指数で修正したものを修正原価という。一定期間の貨幣購買力の変動を考慮している。

「1-b」

- ・一般物価上昇率を5%

維持すべき資本：原始支出額¥100

期末資本は¥105

期間利益 ： 利益¥15（現金回収額¥120との差額）

(3) 実体資本維持

実体資本維持は、貨幣資本量ではなく、資本運用による資産の生産能力の側面に着目する。取替原価が評価に利用される。なお、取替原価は再調達原価とも言われる。現在保有中の経済財を、それと同一種類の財または等価的な財で取り替えると仮定した場合に必要な支出額をいう。同一財の現在の購入市場価格を意味する。

「1-c」

- ・期末において同商品の再調達原価が¥110に上昇

維持すべき資本：維持すべき資本量は¥110

期間利益 ： 利益¥10（現金回収額¥120との差額）

(4) 成果資本維持（収益価値維持）

将来へ向けて企業の収益性を維持しようとする立場から、現在価値割引計算等による修正による方法である。しかし測定等の点で指標選択の客観性に問題があり、実務上適用困難であるともいわれている。

「1-d」

- ・市場利子率を2%とする
- ・期首時点において期末の期待収入額¥120を市場利子率で割引く
期首資本価値は¥117.65と計算される。
- 維持すべき資本：維持すべき資本量は¥118
- 期間利益 ：利益¥2（現金回収額¥120との差額）

2 資本の計算

1. 株式会社の資本

現行の財務会計の資本維持概念は「名目資本維持」の類型に属していると考えられている。

株式会社では、株主が出資した資本金は名目的貨幣資本概念として理解される。投下された資本は、資本を既に回収を終えた部分（貨幣性資産）と、今後回収を予定される部分（棚卸資産や固定資産）に分かれる。両者の差額は、現時点において資本を維持した後に存在している余剰と解釈できる。さらに貸借対照表で明示され、複式簿記システムを通じて、損益計算書の収益費用差額と貸借対照表上の利益が連関していることが示される。

なお出資者の側からみれば、株主拠出額は株主の出資持分をあらわす。従って資本余剰は株主への分配可能持分あるいは処分可能持分という性格を持つことになる。

2. 公営企業の資本

(1) 資本の意義と特徴

公益法人会計基準等の公営企業会計では、独特の自己資本金の概念があり、それらは発生の原因により固有資本金、繰入資本金、組入資本金の三つに分類される。企業会計で最も広義の資本は、自己資本と他人資本（負債）の合計をいうが、通常は自己資本のみを資本と呼んでいる。

また地方公営企業の会計制度は、期間損益計算を中心にする企業会計原則によって実施されている。公営企業会計の資本は、資産－負債＝資本としている。しかし建設および改良に充てた企業債は「借入資本金」と称して資本に含めていることに大きな特徴がある。

資本をその源泉によって区別してみると次の四つがある。

- ①企業主が拠出した元入金（固有資本金・繰入資本金）
- ②建設および改良のため借り入れた企業債（借入資本金）

③企業外部から拠出された資金（国庫補助金・工事負担金・受贈財産評価額など）

④企業が事業経営等から得た利益の内部留保金（組入資本金・再評価積立金・各種の利益剰余金）

また剰余金を次のように示している。

・剰余金＝自己資本金－（固有資本金＋繰入資本金＋組入資本金）

3 地方公営企業における資本と資本維持

1. 動態論と企業会計

現行企業会計は動態論会計に立脚しているが、一般にその根拠として次の3点があげられる。

第1に、企業は生産を継続し、自らの維持・成長を図る継続企業であること。

第2に、期間損益計算が重要であること。企業維持を超えて得られる利益、企業維持計算は、処分可能利益の測定によって資金流出部分が明らかになる。また期間損益計算による経営成績に利害関係者の関心がある。

第3に、近代における企業資本の有機的構成の高度化による固定資本の増大である。この点が財産目録的な静態論会計から継続記録を本体とする動態論会計へ移る必然性を示している。また企業財産を個別財産の集合ではなく資産全体の価値に認識が移行したことも示している。

2. 公営企業と企業会計

公営企業における資本の性格は、利益を目的とする企業会計と同列に論じられないものと思う。また、名目的貨幣資本維持の視点のみでは不都合な問題が生じるのではないか。本来、公営企業はその資産あるいは資産に投下された資本の維持を通じて社会・地域に奉仕するという捉え方は否定できないものである。また動態論は、企業資産を個々に引き離されたものの集合としてみるのではなく、企業全体としての会計、全体としての企業資本の運動を示す損益の測定が理論の中心である。公営企業の「資産＝資本」は、「実体資本としての生産力維持」の視点でみることで動態論とも矛盾するものではない。

公営企業における資本維持には、企業会計と異なる特別な配慮が必要であると解釈することは了解できる。まず実物資本の維持が優先されるものと考えるのが妥当ではないであろうか。公営企業に対する国や地方自治体の出資額を実体資本維持の視点でとらえ、資本剰余には公営企業独自の性格が与えられるべきであると考え。そこで収益から費用を差し引いた後の資本剰余部分は、実体資本維持の観点から算出されるべきであると考え。

また近年キャッシュフロー会計が重視されているが、公営企業でも経営の将来予測という視点が重要ではないか。その情報提供という意味では、成果資本維持の立場も重要な意義を持つように思う。

おわりに

資本維持論は既に論じ尽くされた観があるが、公企業経営にとって意外に重要な視点を提供するものではないだろうか。また公営企業といってもその業種業態に相違があり、地方公営企業の場合にはさらに多様な規模の経営が存在する。今後、地方公営企業の経営指標を中心に考察を加えたい。

〈参考文献〉

- (1) R.S. Kaplan A.A. Atkinson. "ADVANCED MANAGEMENT ACCOUNTING." Prentice-Hall Inc. (1982)
- (2) 江村 稔「企業会計総論」同友館, 1996年
- (3) 渡辺淑夫『公益法人課税の理論と実務』, 四訂版財経詳報社, 1998年
- (4) 菊谷正人「企業実体維持会計論」, 同文館, 1992年
- (5) 鈴木貞彦著「財務管理」慶應通信, 1995年
- (6) Accounting Standards Board (1991) 'Exposure Draft: Statement of Principles'. London: The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.